

大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱

第1 目的

この要綱は、全身性障がい、知的障がい及び精神障がいを有する者又は児童に対する移動支援サービスの提供に必要な知識、技能を有する移動支援従業者の養成研修（以下「研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 実施主体

この研修の実施主体は、大阪府、市町村又は知事が別に定めるところにより研修を実施するものとして指定した者とする。
また、大阪府又は市町村は、研修の全部又は一部を適当と認められる団体に委託することができるものとする。

第3 対象者

原則として、市町村地域生活支援事業の移動支援事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は現に従事している者とする。

第4 研修の課程

1 研修の課程及び内容

ア 全身性障がい者移動支援従業者養成研修課程

全身性障がい者移動支援従業者養成研修課程は、全身性の障がいを有する障がい者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

イ 知的障がい者移動支援従業者養成研修課程

知的障がい者移動支援従業者養成研修課程は、知的障がいを有する障がい者等に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

ウ 精神障がい者移動支援従業者養成研修課程

精神障がい者移動支援従業者養成研修課程は、精神障がいを有する障がい者に対する外出時における移動の支援に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

2 研修カリキュラム、時間数及び修業期限

研修カリキュラム及び時間数については、別表1から別表3までのとおりとし、原則として4月以内に修了することとする。

ただし、地域性、受講者及び利用者の希望等を考慮して、必要な科目、時間の追加及び詳細な基準を定めることは差し支えない。

第5 修了証明書の交付等

1 修了認定

研修の修了認定は、所定の研修課程を修了した者に対して行う。

2 修了証明書の交付

研修の実施主体は、研修の修了を認定した者に対し、別記様式により修了証明書を交付する。

3 修了者名簿

研修の実施主体は、修了証明書を交付した者について修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、知事に送付すること。

第6 指定居宅介護等従業者基準に定める知事が認める研修の課程

ア 全身性障がい者移動支援従業者養成研修課程

全身性障がい者移動支援従業者養成研修課程は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「指定居宅介護等従業者基準」という。）第1条第20号に定める廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。）第4号に掲げる全身性障がい者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして大阪府知事が認める研修課程とする。

イ 知的障がい者移動支援従業者養成研修課程

知的障がい者移動支援従業者養成研修課程は、「指定居宅介護等従業者基準」第1条第20号に定める「旧指定居宅介護等従業者基準」第5号に掲げる知的障がい者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして大阪府知事が認める研修課程とする。

第7 養成研修事業者の指定

知事は、別に定める基準に適合する移動支援従業者養成研修を適正に実施する能力があると認められるときには、その指定を受けようとする者の申請により、事業者として指定を行う。

第8 科目の免除

1 本要綱に基づく養成研修修了者が修了日から1年以内に他の研修課程の研修科目を受講する場合は、受講者の希望により、当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場合、免除できる科目は以下のとおりである。

研修課程	免除科目
全身性障がい者移動支援従業者養成研修課程	障がい者（児）福祉制度と移動支援事業（2時間）
知的障がい者移動支援従業者養成研修課程	移動支援従業者の業務（1時間）
精神障がい者移動支援従業者養成研修課程	移動支援従業者の職業倫理（1時間）

- 2 大阪府居宅介護従業者養成研修修了者が修了日から1年以内に精神障がい者移動支援従業者養成研修課程の研修科目を受講する場合は、受講者の希望により、当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場合、免除できる科目は「障がいの理解（精神障がい）（2時間）」及び「障がい者の心理（精神障がい）（1時間）」とする。
- 3 免除要件の確認は、受講者から「移動支援従業者養成研修各研修課程修了証明書の写し」又は「大阪府居宅介護従業者養成研修修了証書の写し」の提出を求めて行うこと。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年9月1日から施行し、平成23年10月1日から適用する。